

市民意見提出手続実施結果報告書

令和元年5月16日

市民の皆さんなどからいただいた御意見、これに対する市の考え方などを取りまとめましたので公表します。

施策等の名称	さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例(案)	
実施期間	平成31年4月8日～令和元年5月7日	
意見の件数	1件	
	意見の内容	意見に対する市の考え方
	<p>とてもいい条例になっていると思います。</p> <p>少し条例の名前が長いので、略称があればいいのですが。また、語彙の変更を考慮していただきたいとコメントしました。</p> <p>(1)前文 かしながら、長い間、手話は言語として認められず、手話を使用することができる環境が整えられなかった。→整えられていなかった。(過去という意味に)</p> <p>(2)定義 (4)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。→居住する者、通勤する者(「居住し、」としてしまうと兼ねるという意味に誤読される可能性が高いので。)</p> <p>この条例が市民に広く知られ、有効に使われる事を願います。</p>	<p>条例の略称については、本条例を表現するに当たり、語句を省略できる箇所はないと判断し、市として公式の略称を定める予定はありません。御理解のほどお願いいたします。</p> <p>語彙の変更の御意見のうち、(1)前文の「整えられなかった。」については、過去には手話を使用することができる環境が整えられておらず、それが現在にも続いているということ表現しています。また、(2)定義(4)市民については、条例を作成する上でのルールにのっとりた表記であり、市民とは、「市内に居住する者」と「市内に通勤する者」と「市内に通学する者」という意味になります。</p> <p>条例の作成には、一定のルールがあり、条文には、分かりにくい箇所もあると思いますので、条例制定後は、市民の皆様にも広く知って理解していただけるよう、分かりやすい表現で、周知啓発を行うように努めてまいります。</p>

## 施策等の案についてのお問合わせ先

さぬき市役所健康福祉部福祉事務所障害福祉課

住所：〒769-2395 さぬき市寒川町石田東甲 935 番地 1

電話：0879-26-9903 ファクシミリ：0879-26-9944

電子メール：[syogaifukushi@city.sanuki.lg.jp](mailto:syogaifukushi@city.sanuki.lg.jp)